阪南市地域ポイント事業運営支援業務委託

仕様書

阪南市未来創生部企画課

１．業務の名称

本業務の名称は、「阪南市地域ポイント事業運営支援業務」とする。

２．業務の目的

本業務は、地域内経済循環の創出と、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている市内店舗での消費を喚起し、事業者支援につなげるため、阪南市内のみで利用できる「阪南地域ポイント」のシステムの構築又は提供することを目的とする。

３．業務期間

契約締結日から令和８年３月３１日（火）まで

４．導入場所

阪南市役所及び市内各店舗等

５．用語等の定義

本仕様書で使用する用語等の定義は、以下に定めるところによる。

（１）地域ポイント

１ポイント＝１円 とする。

（２）地域ポイントアプリケーション

阪南市内のみで利用できる「阪南地域ポイント」のシステムの構築又は提供については、システム要件を満たした地域ポイントアプリケーションとする。

（３）対象ユーザー

地域ポイントアプリケーションを利用する者を対象ユーザーとする。なお、対象ユーザーは 10,000 人を想定している。

（４）加盟店舗

100 店舗程度を想定している。

６．業務内容

地域ポイントのアプリケーションを利用し、会計時に付与されるポイント、行政施策において付与されるポイント等に対応し、加盟店との精算や管理が可能なシステムを構築又は提供する。

（１）地域ポイントアプリケーション

① 操作が明確で、誰にでも使いやすいユーザビリティに配慮したアプリ

ケーションを構築又は提供すること。

② アプリケーション内において、市内での消費活動、周遊促進等地域経済に好循環が生まれる仕組みを取り入れること。

③ 会計時のポイント等の付与の手続について、利用者及び加盟店舗にとって操作が明確で利用しやすい仕組みを取り入れること。

（２）広報・周知

地域ポイントを制度を広く周知するため、リーフレット、ポスター、のぼり旗、シールを作成し、本事業の効果的な周知・普及方法を支援すること。なお、のぼり旗については、のぼりポール、立て台等は不要であり、のぼり旗のみ作成すること。

（３）加盟店舗の募集

本市及び阪南市商工会と協議の上、加盟店舗の募集に係る概要や登録申請方法などを作成すること。

（４）加盟店舗への導入、説明会及び端末操作マニュアル

加盟店舗への導入時に必要となる道具一式を提供するとともに、マニュアルを作成し、加盟店舗へ配布を行うこと。また、留意事項や運営方法等の説明会を 2 回以上行うこと。

（５）行政ポイントの付与

市内店舗の消費喚起を図ることに加え、物価高騰の影響を受けている店舗を支援するため行政ポイントを付与する。行政ポイントの付与は、市内消費の促進に効果的であり、かつポイントの付与が簡易かつ効率的に行える手法とすること。

なお、行政ポイントの付与総数は、1400 万ポイント以上とする。ただし、付与額については、関係者との協議に基づき変更する場合がある。

（６）地域ポイントの期限

会計時に付与されるポイントと行政施策等において付与されるポイントについて、それぞれ期限を設定できること。

（７）運営の補助

利用者や加盟店舗等からの問合せに対応できるよう発注者等の支援をすること。

なお、利用者へのユーザー登録の方法等をマニュアル及びFAQなどを作成すること

（８）ポイントの出納業務

加盟店舗等が利用者に対し付与したポイントに相当する額については、原則毎月１回、発注者等の管理する口座に受け入れられるようにすること。

また、加盟店舗が保有しているポイントに相当する額について、原則月1回、加盟店舗が指定する口座に振り込めるようにすること。

（９）集計・分析

利用者や店舗ごとの地域ポイントの利用状況（決算状況）等を確認、集計することができ、個人情報保護法及び阪南市個人情報の保護に関する法律施行条例等を遵守した上で、データの抽出、分析等ができること。

(10) 各種打合せ及び記録等

受注者は、本業に係る打合せや協議等に出席した場合、速やかに議事録を作成すること。

(11) システムの継続

本年度の事業終了後、阪南市商工会等が事業を継続することができるようシステムを構築又は提供すること。

(12) その他

本仕様書に記載がないが、業務遂行にあたり必要となる事項及び運営上の提案があれば、発注者と協議の上、実施すること。

７．導入システムの要件

（１）サービス提供環境

①店舗端末は、iOS16以上若しくはAndroid12以上のOSを搭載したスマートフォン若しくはタブレットとする。なお、稼働開始にあたり各OSのメジャーアップデートに対応すること。

②店舗端末は、Java、ActiveX、.NET Framework 等のプログラムを別途必要としないこと。必要とする場合は、その理由を明確に示すこと。

③利用者は、スマートフォンアプリ（iOS 又はAndroid）等での利用が可能で、アプリはApp Store 又はGoogle Play 等の専用サイトからダウ

ンロードが可能なものとする。また、登録後の維持管理を行うこと。

（２）ネットワーク環境

①サービスを提供するネットワーク環境及び通信経路の暗号化については、以下のとおりとする。

(ｱ)利用者側環境 インターネットで動作すること。

(ｲ)管理者側環境 インターネットで動作すること。

(ｳ)インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。

②提案する環境が異なる場合は、その理由やネットワークセキュリティ面で問題ないことを示すこと。

（３） データ管理

①アプリ等の場合、デバイス内には情報は保有せず、サービス提供クラウド環境（データセンター内）でデータを保有すること。

②情報資産は、日本国内に保管されること。

③運用系の情報資産は、全て日本国内に保管されること。

④データのバックアップは、サービス提供クラウド環境（データセンター内）で自動バックアップを行うこと。

⑤間隔と世代数は、週次で１世代以上保有すること。

⑥障害発生時の情報資産の退避先は、全て日本国内であること。

⑦端末故障時や機種変更時のデータ引継ぎが配慮されていること。

⑧提案する環境が仕様と異なる場合は、その理由やデータセキュリティ面で問題ないことを示すこと。

⑨システム内のデータ漏洩や、高度標的型攻撃、dos 攻撃などのサイバー攻撃等、第三者による不正な侵入を防止するための技術的な対策を講じること、侵害や技術的なセキュリティ対策がなされていること。

⑩個人情報保護法及び阪南情報セキュリティポリシーを遵守すること。

（４） サービス提供時間

①原則 24 時間提供可能なサービスとすること。

②障害、バージョンアップ等により本システムが停止する必要が生じた場合は、必ず市担当者と協議を行うこと。

８．成果品

（１）成果品

① チラシ　300 部以上、ポスター 100 部以上、のぼり旗　100 枚以上
シール　100 枚以上

② 業務成果報告書　フルカラー印刷 5 部以上
ＣＤ-ＲＯＭ等の電子データ　１枚

③ 本業務関連の電子データ（加工可能な形式を含む。）
各種資料１式
ＣＤ-ＲＯＭ等の電子データ　１枚

（２）成果品の帰属
本業務により得られた成果品（「地域ポイントアプリケーションは除く。」）及び権利は、全て発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務に係る著作者人格権を行使しないものとする。受注者は、発注者の許可なく成果品等を公表、貸与又は使用してはならない。

（３）納品場所
阪南市未来創生部企画課

９．その他

（１）　発注者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受注者は、その求めに応じなければならない。
（２）　本業務の遂行に当たり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないよう十分注意しなければならない。
（３）　受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
（４）　受注者は、本業務の実施のために必要な受注者が従前より有する著作権（著作権法第２７条、第２８条に規定する権利を含む）、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告がない場合は、受注者は問題がないことを認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受注者の責任により対処するものとする。
（５）　この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に発注者と協議すること。

10. 予算不成立の場合の無効

本件に係る令和７年度中の予算が成立しないときは、契約しないものとする。この場合において本件のために行った準備行為などに係る経費がすでに発生しても、その費用を本市に請求することはできない。
また、本市が契約を締結しなかったために生じた損害の賠償についても、本市に請求することはできない。